

## 決議 14.4\*

### 熱帯木材の取引に関する CITES と ITTO の協力

CITES は野生動植物の一定の種が国際取引を通じて過度に利用されることのないよう保護することを目的としていることを認識し、

CITES が条約第 3 条、4 条、5 条の要件に従い、取引を通じて木材種の保護を促進するうえで積極的役割を果たせることも認識し、

1994 年の国際熱帯木材協定 (ITTA) の目的に、世界の木材経済に関連するすべての側面に関する協議、国際協力、政策立案のための効果的な枠組みを提供し、持続可能な供給源からの熱帯木材の取引を促進することが含まれることをさらに認識し、

熱帯木材種の国際取引に関し、国際熱帯木材機関 (ITTO) がこれまで果たし、今も果たし続けている重要な役割に留意し、

CITES と ITTO の協力の増加、特にオオバマホガニー (*Swietenia macrophylla*) 作業部会、オオバマホガニーに対して有害でないという判断に関する国際専門家ワークショップ、ラミン (*Gonystylus* 属全種) の CITES 附属書 II への移行の効果的施行に関する専門家会合に対して ITTO から提供された支援、並びに熱帯木材種の CITES 掲載を施行する能力を強化するために ITTO が加盟国に提供した援助を歓迎し、

CITES と ITTO の協力を増やすための重要な手段として、ラミン *Gonystylus* 属、アフロルモシア *Pericopsis elata*、オオバマホガニー *Swietenia macrophylla* の CITES 木材掲載の施行に関し、生育国での実施能力強化を支援する ITTO プロジェクトを歓迎し、

1994 年の国際熱帯木材協定の後続協定の交渉が成功裏に終わったことも歓迎し、

条約締約国会議は

1994 年の ITTA またはその後続協定の締約国でもあり、かつ熱帯木材種の掲載に関する提案を提出する意向を持つ締約国に対し、木材種に関する条約の施行に関する決議 10.13 (CoP15 で改正)<sup>1</sup> の中で勧告された協議プロセスの一部として、ITTO と協議するよう求める。

1994 年の ITTA またはその後続協定の締約国でもある CITES 締約国に対し、国際取引が熱帯木材種に与える影響に関して何らかの懸念がある場合は、それを国際熱帯木材理事会に通報するよう勧告する。

透明性のある市場および持続可能であるように管理された熱帯林からの熱帯木材の取引を推進し、その関連で森林法の執行を推進するための ITTO の仕事を歓迎する。

締約国に対し、実施能力を強化し、CITES 木材掲載の施行を改善するために、ITTO と CITES の活動を支援し、かつ促進するよう奨励する。

締約国に対し、CITES 植物委員会の指導を受け、木材種の保護を保証し、取引がその存続を脅かさないうように保証する手助けをするために、入手可能な最善の科学知識に基づき適切な掲載提案を作成する仕事を支援し、それに寄与するよう求める。

CITES 事務局に対し、国際取引により脅かされる熱帯木材種および熱帯木材生産林の持続可能な管理に関係する問題に関し、ITTO 事務局と密に協力するよう命じる。

全締約国、CITES、ITTO、その他の関連政府間組織に対し、森林法の執行改善を推進するよう奨励する。

\* 第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正。

1 第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正、以前は決議 10.13 (CoP14 で改正) と言及されていた。